

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文

船員法（昭和二十二年九月一日法律第百号）（抄）

（雇入契約の成立等の届出）

第三十七条 船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更（以下「雇入契約の成立等」という。）があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、遅滞なく、海員名簿を提示して、国土交通大臣に届け出なければならない。

前項の場合において船長が届け出ることができないときは、船舶所有者は、船長に代わつて届け出なければならない。

第三十八条 国土交通大臣は、雇入契約の成立等の届出があつたときは、その雇入契約が航海の安全又は船員の労働関係に関する法令の規定に違反するようないかどうか及び当事者の合意が充分であつたかどうかを確認するものとする。この場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、第一百一条第一項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

（外国における国土交通大臣の事務）

第三十三条 この法律によつて国土交通大臣の行うべき事務は、外国にあつては、国土交通省令の定めるところにより、日本の領事官がこれを行う。

（略）

（市町村が処理する事務）

第四十条 この法律に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令の定める基準により国土交通大臣の指定する市町村長が行ふことができる。

・ (略)

(手数料の納付)

第二百二十一条の二 船員手帳の交付、訂正若しくは書換え若しくは衛生管理者適任証書若しくは救命艇手適任証書の再交付の申請をし、又は衛生管理者若しくは救命艇手の試験を受け、若しくはこれらの資格の認定を申請しようとする者(第百四条第一項の規定により市町村長が行う事務に係る申請をする者を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

内航海運業法(昭和二十七年五月二十七日法律第五百十一号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「内航海運業」とは、内航運送をする事業(次に掲げる事業を除く。以下同じ。)又は内航運送の用に供される船舶の貸渡し(期間傭船^{ようかん}を含み、主として港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)に規定する港湾運送事業(同法第三十条の二第一項の運送をする事業を含む。))の用に供される船舶の貸渡しを除く。以下単に「船舶の貸渡し」という。をいう。

一〜三 (略)

(登録及び届出)

第三条 総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

2 (略)

船員職業安定法（昭和二十三年七月十日法律第三百十号）（抄）

（船員派遣事業の許可）

第五十五条（略）

2～4（略）

5 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、船員中央労働委員会の意見を聴かなければならない。

（船員労働委員会への諮問等）

第九十五条 第五十五条第五項に規定するもののほか、この法律の施行に関する重要事項については、国土交通大臣は船員中央労働委員会の、地方運輸局長は船員地方労働委員会の意見を聴かなければならない。

2 船員労働委員会は、この法律の施行に関する重要事項に関し、必要に応じ関係行政庁に建議することができる。

3～5（略）

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によつて、船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派遣を行つた者又はこれに従事した者

二（略）

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年八月二十五日法律第二百四十六号）

(抄)

(損失の補償)

第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍隊又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基き日本国内にある国際連合の軍隊（以下「アメリカ合衆国軍隊等」と総称する。）の左に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。

一 防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持、水面の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は水質の汚毒、障がい物の遺棄その他水面の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの

二 防風施設、防砂施設、防災施設その他農地、牧野若しくは林野等の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの

三 その他政令で定める行為

2・3 (略)

海上運送法（昭和二十四年六月一日法律第百八十七号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに

分ける。

3 } 11 (略)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年三月十日法律第六号) (抄)

(猟銃及び空気銃の許可の基準の特例)

第五条の二 (略)

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する
場合においては、許可をしてはならない。

一 (略)

二 銃砲、刀剣類又は第二十二條に規定する刃物(第二十四條の二において「銃砲刀剣類等」という。)を使用して、人の生命又は
身体を害する罪その他の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。)で政令で定め
るものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

3 } 5 (略)

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年六月二十七日法律第一百号) (抄)

(損失の補償)

第十三条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上
損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

- 一 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
 - 二 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
 - 三 その他政令で定める行為
- 2・3 (略)

賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和五十一年六月二十八日政令第百六十九号）（抄）

（立替払の事由）

第二条 法第七条の政令で定める事由は、次に掲げる事由（第五号に掲げる事由にあつては、中小企業事業主に係るものに限る。）とする。

一～四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、事業主（法第七条の事業主をいう。以下同じ。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払つことができない状態として厚生労働省令で定める状態になつたことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業（同条の事業をいう。以下同じ。）を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があつたこと。

2 (略)

（立替払の対象となる未払賃金の範囲）

第四条 法第七条の政令で定める範囲内の未払賃金に係る債務は、同条の未払賃金に係る債務のうち、同条の請求をする者に係る未払賃金総額（その額が、次の各号に掲げる同条の請求をする者の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める

額)の百分の八十に相当する額に対応する部分の債務とする。

一 基準退職日(前条に規定する期間内にした当該事業からの退職(当該退職前の労働に対する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十四条第二項本文の賃金又は当該退職に係る退職手当がこれらの支払期日の経過後まだ支払われていない場合の退職に限る。))の日をいうものとし、当該退職が二以上ある場合には、これらのうち最初の退職の日をいうものとする。以下同じ。)
において三十歳未満である者 百十万円

二・三 (略)

2 前項の「未払賃金総額」とは、基準退職日以前の労働に対する労働基準法第二十四条第二項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であつて、基準退職日の六月前の日から法第七条の請求の日の前日までの間に支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものの額(当該額に不相当に高額な部分の額として厚生労働省令で定める額がある場合には、当該厚生労働省令で定める額を控除した額)の総額をいうものとし、当該総額が二万円未満であるものを除くものとする。

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十二年六月二十五日法律第七十四号)
(抄)

(適用除外)

第十四条 この法律の規定は、小売業(飲食店業を除く。)(又はその業種について第六条第一項に規定する事態の発生が回避されることとなる措置が他の法令において講じられている業種で政令で定めるものに属する事業につき、大企業者が事業の開始又は拡大をする場合には、適用しない。

船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年十二月二十六日法律第九十六号) (抄)

(船員法等の適用に関する特例)

第十四条 船員雇用促進センターとその雇用する労務供給船員との労働関係については、労務供給船員を船員法第二条第二項に規定する予備船員と、船員雇用促進センターを同法第五条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、同法第一条第一項、第四条、第三十一条から第三十五条まで、第四十四条の二、第四十四条の三、第五十条第一項及び第三項、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条の二、第七章、第八十一条第一項、第八十三条、第八十七条第一項本文及び第二項本文、第十章、第十一章(第九十七条第一項(第四号に係る部分に限る。)、第三項及び第四項を除く。)、第一百一条第一項、第一百二条、第一百三三條、第一百五條、第一百六條、第一百七條(第五項を除く。)、第一百八條、第一百九條、第一百十條、第一百十二條から第一百七條まで、第一百九條、第一百九條の二、第二百一十一條の二並びに第四百七條の規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第四十四条の二第一項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労務供給(船員の雇用の促進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。))第八條第二号に規定する船員労務供給をいう。以下同じ。))の役務に従事しない期間」と、同法第五十三條第二項中「これを毎月」とあるのは「船舶所有者が雇用契約に基づきこれを支払うべきこととされている期間において毎月」と、同法第七十四條第一項、第二項及び第四項中「同一の事業に属する船舶」とあるのは「特別措置法第十一條第一項ただし書に規定する船員労務供給契約に係る船舶」と、同項中「第八十七條第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間」とあるのは「第八十七條第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労務供給に係る勤務に従事しない期間」と、同法第七十五條第一項中「十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える」とあるのは「十五日を基準として国土交通省令で定める日数とする」と、同条第二項中「十日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日(同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日)」とあるのは「十日を基準として国土交通省令で定める日数とし、同項ただし書に規定する期間一箇月を増すごとに一日」と、同条第三項中「二十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える」とあるのは「二十五日を基準として国土交通省令で定める日数とする」と、同条第四項中「十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日(同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日)」とあるのは「十五日を基準として国土交通省令で定める日数とし、

同項ただし書に規定する期間一箇月を増すことに一日」と、同法第七十八条第一項中「並びに国土交通省令の定める手当及び食費」とあるのは「及び国土交通省令で定める手当」と、同法第八十一条第一項中「作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項」とあるのは「安全及び衛生に関する教育その他の船員労務供給の役務に従事する者の安全及び健康の確保に関し国土交通省令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組ませてはならない」とあり、及び同条第二項中「使用してはならない」とあるのは「船員労務供給の役務に従事させてはならない」と、同項中「前項但書の場合」とあるのは「前項ただし書の場合（当該船員労務供給が第一条第一項に規定する船舶に係るものである場合を除く。）」と、同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは「国土交通省令で定める場合を除き船員労務供給の役務に従事させてはならない」と、同法第八十九条第二項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員労務供給の役務に従事するために乗船中」と、同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは「船員保険法（特別措置法第十五条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律（特別措置法第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、「船員の労働関係」とあるのは「船員の労働関係（特別措置法第十四条第四項に規定する労働関係を含む。）」と、同法第一百三十一条中「労働協約」とあるのは「特別措置法第十二条第一項の規定により認可を受けた船員労務供給規程、労働協約」と、「船内及びその他の事業場内」とあるのは「事業場内」とする。

2 (略)

3 第一項の規定により船員法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

4 (略)

5 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定の適用については

6 、 船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替は、命令で定める。
(略)